四　広域異動手当
五　特地勤務手当
六　特地勤務手当に準ずる手当
七　超過勤務手当
八　休日給
九　夜勤手当
十　期末手当
十一　勤勉手当

第三条　経過措置額支給特定職員に対する平成二十九年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与法第十五条その他の法令の規定による給与の減額（人事院の定めるものに限る。第五条第二項において「第十五条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与法の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の特例）

第四条　平成二十九年四月一日から施行日の前日までの間において規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十六年改正法附則第七条第二項又は第三項の規定による俸給については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

第五条　平成二十九年四月一日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与法の規定による俸給月額から給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額との合計額（給与法附則第六項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与法の規定による俸給月額から給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額との合計額（給与法附則第六項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける規則九―一三九第五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2　前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第二条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第十五条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給については、適用しない。

（雑則）

第六条　この規則に定めるもののほか、平成二十九年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事院が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置額支給特定職員に関する規則九―一三五の規定の読替え）

2　経過措置額支給特定職員に関する規則九―一三五（原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による特別の手当）第五条第二項の規定の適用については、同項中「第六条の四」とあるのは、「第六条の四、規則九―一四三（平成二十九年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）第五条第一項」とする。

国会事項

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程は、十二月八日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「においては」を「には」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の百五）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十五（特定管理職員にあっては、百分の百十五）」を加え、同号ロ中「百分の九十二・五」を「、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」に改め、同項第二号イ中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の五十）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十五（特定管理職員にあっては、百分の五十五）」を加え、同号ロ中「百分の四十七・五」を「、六月に支給する場合には百分の四十七・五、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」に改める。

附則第七項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の一・五七五）」の下に「、十二月に支給する場合には百分の一・四二五（特定管理職員にあっては、百分の一・七二五）」を加え、「にあっては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、六月に支給するときは」に改め、「百分の百五）」の下に「、十二月に支給するときは百分の九十五（特定管理職員にあっては、百分の百十五）」を加える。

別表第一給料月額の欄中「五八五、四〇〇円」を「五八五、八〇〇円」に、「五五四、七〇〇円」を「五五五、一〇〇円」に、「五二四、七〇〇円」を「五二五、一〇〇円」に、「四九三、一〇〇円」を「四九三、五〇〇円」に、「四六二、六〇〇円」を「四六三、〇〇〇円」に、「四三五、二〇〇円」を「四三五、六〇〇円」に、「三九九、九〇〇円」を「四〇〇、三〇〇円」に、「三六一、四〇〇円」を「三六一、八〇〇円」に、「三二五、六〇〇円」を「三二六、〇〇〇円」に、「二九四、四〇〇円」を「二九四、八〇〇円」に、「二七二、五〇〇円」を「二七二、九〇〇円」に、「二六三、四〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に改める。

別表第三から別表第五までを次のように改める。

別表第三　行政職給料表（第一条関係）

イ　行政職給料表(一)

職務の級 / 職員の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 142,600	円 192,700	円 228,900	円 262,000	円 288,000	円 318,500	円 362,300	円 407,700	円 458,000	円 521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900